

交指第 272 号
平成 26 年 3 月 28 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

車検拒否制度の運用に伴う放置違反金滞納情報照会等への対応について

みだしの制度及びその運用については、「道路交通法の一部を改正する法律の駐車対策に関する規定の施行に伴う交通警察の運営について」（平成 18 年 1 月 13 日付け交指第 35 号、交企第 89 号、交規第 50 号）第 1 の 2 及び第 2 の 4 において示したとおりであり、放置違反金滞納情報照会等への対応については、「車検拒否制度の運用に伴う放置違反金滞納情報照会等への対応について」（平成 18 年 2 月 8 日付け交指第 99 号）のとおり運用しているところであるが、照会書等に当該車両の車台番号が併記されることに伴い、平成 26 年 4 月 1 日から下記のとおり運用することとしたので誤りのないよう
にされたい。

なお旧通達は廃止する。

記

1 車検拒否制度の運用の全体像

別添 1 「車検拒否制度の運用の全体像」を参照。

2 放置違反金滞納情報照会への対応

車検拒否制度を円滑に運用するため、自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会（以下「放置違反金滞納情報照会」という。）がなされた場合、また、自動車整備事業者から、継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）の受検手続きに伴う放置違反金滞納情報照会がなされた場合は、以下の（1）及び（2）により対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答すること。

（1）自動車使用者本人又はその代理人からの照会への対応

ア 受付窓口

交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び各警察署
電話、ファックス等による照会は受け付けないこと。

イ 照会

「放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）」（別添2）により照会させること。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求めること。

なお、委任状はその写しをとって保管し、原本は照会者に返還すること。

ウ 回答

放置駐車違反管理システムにより、番号標の番号及び車台番号から調査の上、以下の（ア）又は（イ）により回答すること。

（ア）照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）」（別添3）に必要事項を記載して交付すること。

（イ）照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

（2）自動車整備振興会に加盟している自動車整備事業者からの照会への対応

ア ファックスによる照会

（ア）受付窓口

交通指導課

（イ）照会及び回答

事前に「社団法人岐阜県自動車整備振興会」が自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファックス番号を記載したリストを交通指導課に提出し、当該リストに掲載された自動車整備事業者が「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（別添4）を交通指導課にファックス送信することにより照会する。

交通指導課においては、同意書欄に自動車使用者による自署又は押印があることを確認し、放置駐車違反管理システムによる照会により、番号標の番号及び車台番号から調査の上、以下の a 又は b により、可能な限り迅速に回答すること。

なお、放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書の原本は、自動車整備事業者において3年間保管される。

a 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（別添5）に必要事項を記載して照会者にファックス送信すること。

b 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答すること。

イ 窓口における照会

(ア) 受付窓口

交通指導課及び各警察署

(イ) 照会及び回答

上記アのリストに掲載された自動車整備事業者が「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（別添4）を窓口で直接提示して照会する。

回答は、照会を受け付けた所属において、放置駐車違反管理システムによる照会により、号標の番号及び車台番号から調査の上、上記ア a 及び b に準じて行うこと。

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書については、その写をとって保管し、原本は照会者に返還すること。

なお、当該原本は、ファックスによる照会の場合と同様、自動車整備事業者において3年間保管される。

3 放置違反金等の納付書の再発行

車検拒否制度の効果的な運用を図る上では、継続検査等を受検しようとする自動車使用者等による放置違反金等の納付が簡便に行われるようにする必要がある。

このため、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者等のために以下の（1）及び（2）により納付書の再発行を行うこと。

なお、他の都道府県公安委員会に係る放置違反金等の納付書の再発行はできないので留意すること。

(1) 窓口における再発行

ア 再発行場所

交通指導課及び各警察署

イ 再発行手続き

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。

なお、委任状はその写しをとって保管し、原本は申請者に返還すること。

(2) 郵送による再発行

ア 再発行場所

交通指導課

イ 再発行手続き

上記（1）イに準じて再発行すること。また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。

なお、納付書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めるものとする。

4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

公安委員会から放置違反金の督促を受けた自動車使用者は、改正道路交通法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。このため、領収証書又は納付・徴収済確認書が交付される必要がある。

この書面の交付については、以下の（１）及び（２）により行うこと。

（１）領収証書の交付

自動車の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際、納付書に添付されている領収証書が交付されることから、当該領収証書をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とする。

なお、領収証書には、必ず、当該領収証書に係る放置駐車違反の違反番号をあらかじめ記載しておくこと。

（２）納付・徴収済確認書の交付

滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」（別添６）を交付すること。

納付・徴収済確認書には、必ず、交通指導課長又は警察署長の公印を押印すること。

（３）領収証書を紛失した場合の納付・徴収済確認書の交付

放置違反金等を納付した者が領収証書を紛失した場合等には、自動車使用者からの「納付・徴収済確認書交付申請書」（別添７）による申請に応じ、以下のア及びイにより、「納付・徴収済確認書」（別添６）を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付しないこと。

ア 窓口における交付

（ア）交付場所

交通指導課及び各警察署

（イ）交付手続き

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、委任状はその写しをとって保管し、原本は申請者に返還すること。

イ 郵送による交付

（ア）交付場所

交通指導課

（イ）交付手続き

上記ア（イ）に準じて交付すること。また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。

なお、納付・徴収済確認書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めるものとする。

５ 車検拒否制度対応窓口の設置

放置違反金滞納情報照会及び車検拒否制度の施行に関する問い合わせに対しては、交通指導課に「車検拒否制度対応窓口」を設置して対応する。

６ 照会書等の保管

本通達に係る一連の各照会書、回答書等並びにその写し及び控えについては３年間

保存すること。

※別紙及び別添 2 から 7 省略

「車検拒否制度の運用の全体像」

1 国土交通省等に対する通知

警察庁では、放置駐車違反管理システムを介して都道府県警察から報告を受けた放置違反金等の督促等に係る事項に基づき、改正道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象者（車）に関する事項を情報通信回線を通じて国土交通省又は軽自動車検査協会（以下「国土交通省等」という。）に通知する。また、通知に係る自動車使用者について、放置違反金納付命令が取り消された場合及び放置違反金の滞納が解消された場合も同様に国土交通省等に通知する。

これらの通知を受けた国土交通省等においては、継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）を行う際に当該事務を担当する国土交通省の運輸支局等又は軽自動車検査協会の事務所（以下「車検場」という。）の職員が自動車検査・登録業務用の情報通信システムを介して警察庁からの通知事項を参照し、自動車検査証の返付の可否を判断することとなる。

2 放置違反金滞納情報照会への対応

車検拒否制度を円滑に運用するためには、自動車使用者に対して当該自動車について自動車検査証の返付拒否の対象となるか否か等を確実に周知させることが重要である。このため、弁明通知、放置違反金納付命令及び督促の各機会をとらえて、放置違反金等を納付しない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となる旨を教示することとしているが、これらの措置に加え、自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が改正道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会（以下「放置違反金滞納情報照会」という。）がなされた場合は、対応することとする。

また、多数の継続検査等の受検手続きが自動車整備事業者によって代行されており、同項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車について、そのことを知らない自動車整備事業者が当該自動車の継続検査等の受検手続きを代行した場合における自動車使用者との間のトラブル等を防止する必要があることを踏まえ、自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会についても対応することとする。

なお、継続検査等の手続きを代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下一桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）を構築することとしている。

しかし、インターネット照会制度による照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車について、より詳細な情報提供を求めるための照会やインターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会が各都道府県警察に対して行われることも予想されるので対応することとなる。

なお、自動車整備事業者に係る放置違反金滞納情報照会制度については、「放置違反金滞納情報照会制度の全体像」（別紙1）を参照すること。

3 自動車使用者等に対する納付書の再発行

車検拒否制度の効果的な運用を図る上では、継続検査等を受検しようとする自動車使用者等による放置違反金等の納付が簡便に行われるようにする必要がある。そのためには、できるだけ多くの機会に放置違反金等の納付書の発行を受けられるようにすることが重要である。このため、納付書については、放置違反金納付命令書及び督促状の送達時に発行するほか、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者等のために納付書の再発行をすることとする。

4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

都道府県公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、改正道路交通法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされている。このため、領収証書等又は納付・徴収済確認書が交付されるようにすることとする。

5 車検場における対応

車検場においては、上記1により自動車検査証の返付拒否の対象として通知されている自動車に係る受検申請者については、上記4の書面の提示を確認し、確認されれば、新たな有効期間が記入された自動車検査証が返付される（自動車検査証が更新される。）。

これに対して、当該書面の提示がないときは、改正道路交通法第51条の7第2項の規定により、自動車検査証の返付が拒否されることとなる。具体的には、新たな有効期間が記入された自動車検査証ではなく、受検申請者から提出された自動車検査証がそのまま更新されずに返付され、これとあわせて、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により、上記の処分の理由を記載した書面が受検申請者に交付されることとなる。

その際、当該書面とは別に、車検拒否制度の概要、今後自動車使用者等が執るべき措置等を説明するため、警察庁及び都道府県警察の連名で「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ」（別紙2）を受検申請者に配付することにより、車検場での混乱防止を図ることとする。